

第4期横浜市子ども・子育て会議 第6回保育・教育部会 第32期横浜市児童福祉審議会 第6回保育部会 合同会議 会議録	
日 時	令和元年11月26日（火）18時10分～20時00分
開催場所	ワークピア横浜
出席者	神長美津子部会長、石井章仁副部会長、飯塚昇委員、大庭良治委員、木元茂委員、天明美穂委員、新堀由美子委員、森佳代子委員、尾木まり委員、松本純子委員
欠席者	なし
開催形態	一部公開（傍聴者なし）
議 題	<p>議事<公開案件></p> <p>【子ども・子育て会議】【児童福祉審議会】</p> <p>(1) よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（案）の策定について</p> <p>(2) 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について</p> <p>議事<非公開案件></p> <p>【子ども・子育て会議】</p> <p>(3) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について</p> <p>【児童福祉審議会】</p> <p>(4) 公設民営保育所の民設化に伴う認可及び貸付先法人の審査について</p> <p>(5) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について</p> <p>(6) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について</p> <p>(7) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について</p> <p>(8) 認可保育所の法人変更に伴う認可について</p> <p>その他</p> <p>〔配付資料〕</p> <p>資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会事務局名簿</p> <p>資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱</p> <p>資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱</p> <p>資料5 よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（案）</p> <p>別添資料 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例の一部改正について</p>

議事1「よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（案）の策定について」

○資料5「よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（案）」に基づき説明

○神長部会長

子ども宣言ということで、全国の自治体に先駆けて、このような案を提出していただきました。これにつきまして、皆様から質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○大庭委員

素晴らしいものができたと思います。私の法人の園を回っている中で、来月のカリキュラム会議が行われていました。そのカリキュラム会議で、この宣言の内容が当てはまるなど感じたことが、2歳児から3歳児に移るときに、2歳児の先生から、子どもたちの様子について《宣言1》の3つと《宣言2》の3つを確認してみて、それが今どういう状況なのかということのを少しまとめてもらい、3歳の先生もそれを受けて、わかりやすく子どもたちのことを見られるのではないかというふうに、感じています。

○神長部会長

実際に活用の仕方について伺うと大変わかりやすいし、また、広まっていくのではないかと思います。

○尾木委員

内容的にはすごくいいと思いますが、資料4の一番上の枠囲みのところで気になりましたのが、2行目には「保育者の皆さんと共に」という言葉があり、3行目には「全ての保育者がこの宣言を理解し」となっています。保育者との関係性が、「皆さん」と呼びかけるのか、それとも、全ての保育者がこれを活用していくということなので、むしろ2行目の「保育者の皆さん」というのは取ったほうが全体としてのトーンがそろわないかと思いました。後半の「保育・教育施設の関係者の皆さん」のところは残してもいいかと思いますが、そこが気になりました。

○事務局

文章については検討させていただきます。

補足ですが、先程、関係者の皆様に御協力をいただいて、この宣言を作ったという説明をさせていただきましたが、本部会の木元委員と大庭委員に参加いただきまして、御意見をいただくとともに、園の保育者の方たちにも見てもらい、文章が長いといった御指摘もいただきながら、作成しました。

○石井委員

大枠は、素晴らしいと思います。1つ質問です。《宣言1》の(3)に「子どもが様々な人と関わることを大切にします。」と書いてあり、多分ここは多様性とか多文化とか、障害のあるなしを超えた関わりみたいなものが議論されてこの項目が出たのかと思いましたが、その内容が薄いような気もして、その辺の議論というのはどのようになされていたのかという説明をお願いします。

○事務局

様々な人がいるというところについては、まず(2)の「子ども一人ひとりを受け止めます。」の部分で、様々なお子さんがいて、それは保育者として1人1人、どんなお子さんであろうとしっかり受けとめましょうということが、まずベースにあります。そこを経て(3)では、子ども同士が育ち合うという中で、1人ではできないことをみんなで協力してというようなイメージが少し強かったので、多様性を認め合いといったところの議論については、もしかして少し足りなかったのかと今御指摘を受けて思いました。ここについても、いただいた御意見も参考にさせていただいて、文章を少し考えていかればいいのかと思っております。

○森委員

今の多様な人という言葉の中に、障害の子も含めるということで事前説明のときにお話を伺いまして、多様なという意味で、障害という言葉は使わなくてもいいかなとは思っております。障害の乳幼児、子どもたちは、小学校への連携ということが宣言の中に入っていますけれども、本当に幼稚園、保育園でどのように過ごして、何が好きだったかということをお学校の先生とかにお伝えいただくと、集団生活の中でとてもスムーズに溶け込めたりもするというのを保育の従事者の方々にも最近によく知っていただいています。連携などを積極的にしていただける機会がふえたことをとてもありがたく思っております。今後もそのように宣言の中に入れていただくことで、子どもたちが小学校に上がっても過ごしやすい環境でということをお願いしております。

○事務局

こちらの宣言ですが、小学校とも、もちろん共有していきたいと思っております。小学校にも子どものポジティブな面をしっかりと伝えていって、つないでいきたいということを考えております。また、この宣言の中では、なるべく読んでいただきたいということもあって、文章をすごく短くしている部分もあります。ここで伝え切れていないことについては、解説版なども作成して皆様により深く理解をしていただければと思っております。

○天明委員

文章を短くしたと言っているのに申しわけないのですけれども、やっぱり文字が多いような気がします。この後、保護者とか地域の方々に説明するのに、事例集とかという形で説明していくように説明を私も受けています。イメージが、図とか絵でできるように、いろいろしてほしいと思っています。多様性を理解するのにも、地域の年配の方々に、~~説明するのはなかなか難しいので、~~こういう宣言をした上で、横浜市はこの姿勢でやっていきますと見せるのは、すごく良いことだと思いますので、今後、具体的に血肉になっていくように期待しています。

○事務局

今回の説明では、A3の紙を1枚にまとめさせていただいているのですが、実際に保育者の方々に配布したり、施設に置いていただく場合には、例えばA3の両面を使えるような形を考えています。イラストですとか、写真みたいなものも入れながら、イメージをわかせていただくのと、より手にとって見ていただきやすいようなリーフレットをつくってほしいと思っていますので、そちらについてもまたできましたら、皆様にもごらんいただければと思っています。

○木元委員

こちらの資料は、多分私の園でしたら、園内に貼り出したり、あるいは入園案内に、よこはま☆子ども宣言というのがあるといいな、と思いました。この間の会議の議論では、例えば、新しく採用された教員の皆さんの新採用研修とか、新規採用の教員研修会、あるいは教員免許の更新講習といったところで、まず、いわゆる保育・教育に携わる人間の心持ちとしてこれを理解し、また別にこの資料の市民向けバージョンというのを作っていくのかな、と思っています。我々自身がこれを使い込んでいく中でどんどんと市民の皆さんに伝えやすいものにしていくということでは、まずは私たちが自分の中でしっかりかみ砕いていくことが必要だと改めて感じております。

○飯塚委員

保護者の立場として、大変とてもいいものができているなと感じました。それと、印象で言えばやっぱり文字が少し多くて、導入としては、ちょっと多いかなという感じです。もちろん読む方がプロであればその程度は構わないかと思いますが、大変内容がいいものですから、家庭教育でも、保護者でも見てみたいなというような、見せてみたいなというようなことがあります。これをベースにもう少しわかりやすいもので、一般の方でもわかりやすいようなものをつくっていただけると、家庭教育でも役に立つのかなというような印象を持ちました。

○事務局

今、木元委員にも説明をいただいたんですけども、最初は保護者の方も一緒に使えるものをつくりたいと検討を始めたのですが、やはり言葉の使い方ですとか、少しポイントが保護者の方と保育者向けと異なる部分もあります。これを使っていただきながら、また現場の皆さんの御意見をいただいて、保護者の方にはこういう形であれば伝わるのではないかとということも含めて、保護者の方向けの資料も検討していきたいと思っておりますので、また御意見をいただければと思います。

○神長部会長

とても枠組みがしっかりとできているので、これをベースにしながら保育者も、保護者も、地域の方々も含めて乳幼児期の教育・保育を学ぶことができればいいのではないかと思います。

それでは、当部会の意見としては、事務局の示したとおり認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議事2「保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」

○別添資料「保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例の一部改正について」に基づき事務局から説明

○神長部会長

それでは、ただいまの事務局の説明について質問や意見がありましたらお願いいたします。

○尾木委員

資料の中で、連携施設の状況について、人数ベースとの説明でしたけれども、その意味を教えてくださいませんか。

○事務局

こちらですけれども、今連携先が確保できていないところについては、卒園後の進級先の確保が大きな課題になっております。連携できていない卒園後の進級先の確保について、こ

ちらの人数が家庭的保育事業等の2歳児の定員ベースということになっております。

○尾木委員

わかりました。

○飯塚委員

今御質問があったことと同じですけれども、小規模保育事業は人数ベースということでしたけれども、事業所数ベースではどのぐらいの数字になるのでしょうか。

○事務局

事業所数ベースではすぐにお答えできませんが、施設数としては10以下になっておりまして、今連携確保ができていないところは、8月末現在で港北区の数園のみとなっております。

○神長部会長

市民意見にありました「アレルギー児や障害児への対応について検討が必要。」と言っている検討は何を指しているのでしょうか。

○事務局

企業主導型保育事業につきまして、アレルギー児とか障害児の対応について、特に市のコントロールというか、例えば認可の施設であれば、障害児加算とか、あとは人を多く充てるとかができるわけですけれども、そういったところの手当てが企業主導型ではできておりません。あとは受け入れについても、基本的には直接契約ということなので、例えば障害をお持ちの方やアレルギーをお持ちの方について、必ずしも入園というか契約ができるとは限らないといったところについて課題があるので、検討が必要ではないかといった御意見でございます。

○神長部会長

わかりました。

そのほかにはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、当部会の意見として、事務局が示したとお認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)